平成２９年２月６日
文　部　科　学　省
再就職等問題調査班

特定ＯＢを介した再就職等あっせんの構造について
～現時点で把握できた事実等の整理～

１．調査の方法等

平成２９年２月２日、文部科学省再就職等問題調査班に特別班員（有識者）４名が委嘱され、第三者である当該４名の指導・判断の下での調査に着手。

組織的なあっせん構造に関する調査にあたって、前川前事務次官、現行の国家公務員法の改正以降の歴代文部科学省人事課長や人事課職員、文部科学省ＯＢの嶋貫和男氏らに対するヒアリングを実施。

※　本整理は調査途上の状況を現時点でまとめたものであり、今後の調査の進展に応じて、追加修正を行うことを前提として公表するものである。

２．全体に係る現時点での考察

○　嶋貫氏による再就職のあっせんは、平成２１年の同氏の退職以降、ボランティアとの同氏の認識のもと開始され、当初は文部科学省人事課もＯＢによるあっせんに期待するという姿勢であったとうかがわれる。

○　嶋貫氏による再就職のあっせんは嶋貫氏の退職直後から行われていたが、その後徐々に拡大してゆき、人事課の関与も増え、平成２５年頃までには、組織的に嶋貫氏と共同し、再就職のあっせん体制を構築するに至ったと推測される。

○　その後、文教フォーラムの設立などもあり、嶋貫氏と人事課との情報提供等の関与はさらに大きくなっていったと考えられる。

○　近年においては、嶋貫氏が求人情報を人事課にもたらし、人事課からの候補者の案を求め、人事課がそれに応じて提案を行い、嶋貫氏がそれをもとに調整をするということも行われていたと認められる。

○　このような中で、人事課長に限らず、その上司である事務次官、文部科学審議官も、嶋貫氏による再就職のあっせんを認識するようになったと考えられる。

３．全容解明に向けた今後の取組について

特定ＯＢを介した再就職等あっせんの構造の全容を解明していくためには、関係当事者の認識や関与について更に入念な調査が必要。

このため、今後は、

○再就職等監視委員会の報告に基づく職員の関与した事例の調査

○全職員調査及び退職者調査

を並行して進める中で、判明した事実を組み入れながら、組織的なあっせん構造の全容解明を図る。また、調査の過程で浮上したその他の関係者についても調査を進める必要。

平成 29 年 2 月 6 日（月）12:00 公表

特定ＯＢを介した再就職等あっせんの構造について
―現時点で把握できた事実等の整理－

平成２９年２月６日
文部科学省
再就職等問題調査班

Ⅰ　調査の方法等

平成２９年２月２日、文部科学省再就職等問題調査班に特別班員（有識者）４名が委嘱され、第三者である当該４名の指導・判断の下での調査に着手した。

本調査班の調査項目としては、①組織的なあっせん構造に関する調査、②再就職等監視委員会の報告に基づく職員の関与した事例の調査、③全職員調査、④退職者調査があるが、まずは①を優先して調査することとした。

具体的には、文部科学省退職者の再就職がどのように扱われてきたか、その全体構造について、改正国家公務員法の施行時（平成２０年１２月３１日）から現在に至るまで、時系列で把握することとし、本日、現時点で把握できた範囲での事実等を整理した。

調査に当たっては、再就職等監視委員会の調査報告書及びこれまで文部科学省の調査で収集された資料等を踏まえ、取り急ぎ、再就職等監視委員会が指摘した組織的あっせん構造に関し、前川前文部科学事務次官、現行の国家公務員法の改正以降の歴代文部科学省人事課長や人事課職員、文部科学省退職者の嶋貫和男氏らに対するヒアリングを行った。

このように、本整理は調査途上の状況を現時点でまとめたものであり、今後の調査の進展に応じて、追加・修正を行うことを前提として公表するものである。

Ⅱ　確認された事実等

＜嶋貫氏の経歴等＞

嶋貫和男氏は、昭和４３年に北海道大学に国家公務員として採用され、昭和４９年、文部省に転任、昭和５２年４月から平成１７年７月まで、大学に出向した一時期を除き、専ら大臣官房人事課で勤務した後、初等中等教育局参事官（課長級）を経て、北海道大学理事・事務局長となり、平成２１年７月１３日に文部科学省大臣官房付に異動、即日退職となった。

（主な経歴）

昭和４３年　４月　北海道大学病院　採用
昭和４９年１２月　文部省初等中等教育局教育研究開発室
昭和５２年　４月　文部省大臣官房人事課総務班
昭和５５年　４月　同　　給与班

昭和５７年１０月　放送大学学園総務課人事係長
昭和６１年　４月　文部省大臣官房人事課給与班給与第一係長
平成　２年　４月　東京学芸大学主計課長
平成　３年　８月　東京大学人事課長
平成　６年　６月　文部省初等中等教育局職業教育課課長補佐
平成　８年　４月　　同　大臣官房人事課専門員（兼）栄典官
平成　８年１０月　　同　　課長補佐
平成　９年　４月　　同　　給与班主査
平成１２年　４月　　同　　調査官（兼）任用班主査
平成１６年　７月　文部科学省大臣官房人事課企画官
平成１７年　７月　　同　　初等中等教育局参事官
平成１９年　４月　北海道大学理事・事務局長
平成２１年　７月　文部科学省大臣官房付
　　同月　退官
平成２１年　７月　財団法人教職員生涯福祉財団　審議役（平成２５年１２月退職）
　　同月　株式会社第一成和事務所　顧問
平成２２年　１月　学校法人滋慶学園　特別顧問
平成２６年　１月　明治安田生命保険相互会社　顧問
平成２８年　４月　一般社団法人文教フォーラム　理事長

嶋貫氏は、当時の国家公務員中級試験採用の職員であり、本省課長級ポストを経て、通例本省で局長や審議官を経験した者が就任することが多い北海道大学理事・事務局長に就任するなど、特に人事関係の職務において能力・経験ともに高く評価される職員であったと考えられる。

嶋貫氏の勤務していた当時の文部省大臣官房人事課は、人事課長以下、総務班、審査班、任用班、給与班、福祉班に分かれており、職員の任用関係の業務については、任用班で行っていた。嶋貫氏は、文部省及び文部科学省在職中の平成１２年４月１日から平成１７年６月３０日まで約５年間、任用班主査や調査官、企画官として、職員の異動関係の業務を行う事実上の責任者として勤務しており、当時は改正国家公務員法施行（平成２０年１２月３１日）前であったことから、退職者の再就職あっせんに係る業務も行っていた。

また、当時から現在に至るまで、人事課職員は職員の任用や給与を扱うという専門性及び秘匿性の高い業務であることから、人事課長及び人事課副長等の限られた者以外、多くの職員が人事課内で人事異動を繰り返している状況にある。

嶋貫氏は、その経歴が示す通り、長い人事課経験を持ち、調査官や企画官などの要職を歴任しており、その後の再就職あっせん問題に関係する多くの人事課職員と密接な上下関係を持っていたことが推察される。

１．改正国家公務員法の施行時の文部科学省の状況（平成２１年１月前後）

（１）改正前の状況

○　平成２０年１２月３１日に改正国家公務員法が施行される以前は、国家公務員は離職後２年間、その離職前５年間に在職していた国の機関等と密接な関係にある営利企業へ就職するときは人事院の承認が必要とされていた。

○　この当時において、文部科学省からは営利企業に再就職をする職員は少なく、非営利法人である学校法人に再就職する者が中心であったことから、退職後２年を経ることなく学校法人等に再就職するためのあっせんを大臣官房人事課において、業務として行っていた。

○　この再就職あっせん業務は、人事課調査官や任用計画官が主として関連する事務を取扱い、いわゆるマッチングについては、これらの者とともに省内においては官房長を経由せず、人事課長が直接に事務次官（事務次官が技術系の場合には事務系の文部科学審議官）と、省外においては、事務次官経験者等の退職者と相談等を行いながら、その了解ないし合意を得つつ行うことが通例であった。

（２）改正当時の人事課内の認識

○　法改正により、職員が再就職の関与ができなくなることから、改正法の範囲内でどのように対応するのかが課題であった。特に法改正以前は、文部科学省退職者の主要な再就職先である大学は非営利団体として規制の対象外であったことから、文部科学省の人事担当者にとっては、大きな制度変更であった。様々な検討が行われたが、退職者の再就職に関しては、官民交流センターの機能がどの程度果たされるか不明であること、民間人材あっせん機関がその機能を果たせるのかについて懸念があったこと、教育に関係する職員は民間企業の感覚に慣れていないと思われることなど、懸念するところが多かった。打開策の見通しが立たないうちに、改正法の運用がはじまったため、退職者に再就職のあっせんを行ってもらうしかない、という状況であった。

○　これまで行ってきた人事課による再就職あっせんを改正法の施行までに集中的に行ったので、改正法施行後しばらくは、退職者の中で再就職に困る者があまりないという状況であり、あっせんについて無理をしなければならない状況は生じないだろうとの認識であった。

○　退職者に再就職に関して配慮してもらうことを期待していた。

○　法改正前と法改正後の違いを考えると、実務において非常に大きな違いがあるという認識があった。また、改正法の運用の細かいところをどのように解釈するのか、違法になるのか合法になるのか、実例がないため分かりにくく難しいという認識であった。

○　あっせんに関しては何もできないということを出発点に、何が情報提供に当たるのか分からないので、現職の職員としては、退職者の再就職には関わることができないという認識であった。

○　法改正に当たっては、極めて慎重な対応が必要であるという雰囲気が支配的であ

り、法律に抵触しないよう、一定の距離をおかなければならないという認識があった。

○　現職の職員はあっせんできないということで、退職者を含む外部の者にお願いすることは、それ自体はあっせんではなく、漠然と違法性はないと認識していた。

○　既に離職している個人が後輩のために職を紹介すること自体は、違法という認識はなかった。

２．特定ＯＢ（嶋貫氏）による再就職あっせんの開始期（平成２１年７月頃）

（１）開始の動機

○　嶋貫氏は、法改正（平成２０年１２月３１日施行）により、現職の職員では再就職のあっせんを行うことができなくなったことを受け、このままでは後輩達が困るだろうとの思いから、自分の経験を生かして何か支援ができないかという思いを持つようになった。

（２）嶋貫氏の再就職あっせん活動に対する人事課内の認識

○　当時の人事課長は、こうした気質を持った複数の人がそれぞれに活動しており、嶋貫氏もそのうちの一人という認識であった。

○　嶋貫氏は、人事課に長く在籍し、人脈も広いことから、多くの情報を持つことができ、人事課は嶋貫氏にあっせん活動を期待していた。

（３）嶋貫氏と人事課との関係

（当時の人事課長）

○　嶋貫氏からの情報の要求に人事課の職員が応じていたとの認識はなかった。

（当時の企画官級の担当者）

○　嶋貫氏に情報は提供していない。

（当時の補佐級の担当者）

○　平成２１年７月頃から、省内で使用するために作成した退職者リストを、嶋貫氏の依頼に応じて適宜渡していた。嶋貫氏からの依頼は断りにくいという気持ちを持っていた。

○　また、嶋貫氏に情報を提供することは違法ではないと認識していた。嶋貫氏は元人事課職員で、情報の扱いについてはよく心得ており、文部科学省のためにやってくれているのだという考えから、個人情報を外に出すという感覚ではなかった。

３．特定ＯＢ（嶋貫氏）が教職員生涯福祉財団審議役の時期（平成２１年７月１４日～平成２５年１２月３１日）

（１）嶋貫氏の再就職あっせんの拡大

○　平成２１年７月に文部科学省を退職した後、同月に教職員生涯福祉財団審議役に再就職した嶋貫氏は、その勤務の傍ら、文部科学省退職者の再就職あっせんを行っていた。

○　嶋貫氏が行う退職者の再就職あっせんは、平成２１年７月の審議役就任時より次第に拡大し、文部科学省の退職者の再就職に大きな役割を果たすようになったと考えられる。

○　その間に、嶋貫氏が再就職あっせんを行うために必要な資料も増えてきたと推測され、人事課においても、特に任用計画官の職にある者には嶋貫氏の活動が認識され、嶋貫氏から職員や退職者に関する履歴等の情報提供依頼があれば対応すべきという認識が形成されるに至ったと推測される。

○　また、こうした体制については、文部科学省人事課長が確かに認識しているものではなかったと考えられる。

（２）嶋貫氏の教職員生涯福祉財団審議役退職

○　平成２５年１１月に、教職員生涯福祉財団が入居する公立学校共済組合四ツ谷ビルの老朽化に伴い移転が必要となった。また、嶋貫氏が再就職あっせんを行うことが教職員生涯福祉財団の業務であるかのような誤解を受けることもあり、嶋貫氏が教職員生涯福祉財団の業務と直接関係のない再就職支援をこれ以上続けることに、当時の教職員生涯福祉財団理事長が難色を示したため、嶋貫氏の再就職支援を教職員生涯福祉財団から外形的にも独立させることが求められた。

○　文教協会や国大協サービスなどの活動場所を検討し、嶋貫氏が再就職支援を継続するための環境整備に関する「再就職支援業務について」（参考資料６）という資料がまとめられている。当時の人事課長は、この内容についての報告を受けたことはあると思うと述べている。人事課内では、嶋貫氏の再就職支援活動が継続されないと困ると考えられていた。

４．文教フォーラムの設立、文教協会分室の設置の時期（平成２６年１月１日～平成２８年１２月３１日）

○　嶋貫氏は、教育行政に関する出版事業等を行うとともに、文部科学省退職者が集うサロンを運営することとして、これを行う任意団体として、平成２６年１月に「文教フォーラム」を設立した。

○　嶋貫氏は、文教協会（参考資料４）の参与（無報酬）に就任し、同氏の就任に際して新たに賃借された分室において執務した。また、教職員生涯福祉財団から文教協会に、事務職員を出向させ分室に勤務させている。

○　嶋貫氏は、同月に明治安田生命顧問に就任した。この就任に関しては、「再就職支援業務について」（参考資料６）と題された書面において、「嶋貫氏が週２日程

度の保険会社顧問に就任し、残りの３日間で再就職支援業務をボランティアベースで行う」との記載がある。

（文教協会について）

○　公益財団法人文教協会は、昭和２４年４月、文部大臣所管の財団法人として設立され、平成２５年４月、公益法人制度改革により、内閣府所管の公益財団法人に移行した団体である。

○　文教協会の目的は定款上「文教に関する諸課題について調査研究の推進を図るとともに、文教に関する各種情報資料の収集・提供及び相互扶助等の事業を行い、もって文教の振興に寄与すること」とされており、文部科学省の退職者が役員９名中６名を占めている。文部科学省の職員や退職者にとっては身近な団体であったといえる。

○　文教協会と文部科学省の関係は、理事に多くの退職者が在籍しているほか、同協会の収入の約７０％を占める出版・印刷物は「大学設置審査要覧」「全国大学一覧」等文部科学省関係のものであり、これらの出版・印刷物は年度によって異なるが、平成２１年度には８２１万円分、平成２７年度には５０７万円分を文部科学省が購入している。また、平成２１年度には大学改革推進等補助金（公表・普及事業）として４，９８７万円（平成２２年１月に執行）の、平成２８年度には教員免許管理システム開発費補助金として５，０７０万円（その全額を株式会社日立製作所に支出）が交付されている。

○　文教フォーラムが設立された平成２６年１月に、文部科学省共済組合による新たな団体取扱火災保険が発売されたが、嶋貫氏が参与を務める文教協会を集金機関とし、嶋貫氏が顧問を務める第一成和事務所を制度幹事代理店とした。

○　文教協会としては、平成２６年４月の公益財団法人化に向けた事業拡大の一環として、分室を設け参与を置いた。また、平成２８年４月に文教フォーラムが一般社団法人となった。

５．特定ＯＢ（嶋貫氏）を中心とした再就職あっせんの構造とその影響

（１）嶋貫氏と文部科学省との情報提供等のやりとり

○　嶋貫氏が行う退職者の再就職支援が、文部科学省の退職者の再就職に大きな役割を果たしていることは、任用計画官の職にある者には認識されており、嶋貫氏から職員や退職者に関する履歴等の情報提供依頼があれば、対応すべきものと考えられていた。

○　嶋貫氏への連絡や情報提供等は、主として人事課調査官又は任用計画官から、メール又は直接来省した際に頻繁に行われてきた。情報提供の範囲は、退職予定者の名前や経歴、再就職先の希望、現職職員にあった退職者の求人情報等である。

○　嶋貫氏が書類を作成するにあたっては、自分自身ではワープロを使わないので、手書きで作成してワープロでの清書を人事課任用計画官等に依頼することが通例であり、それをメールで送らせていた。

○　嶋貫氏に渡した資料は人事課内で共有されるものではなく、嶋貫氏の指示に基づいて特定の職員が作成しており、年々資料が充実されてきた。
○　これらの嶋貫氏への情報提供等は、人事課長からの指示を受けたものとの確認はできていない。

（２）あっせんの態様

○　退職者の再就職先を決定するにあたっては、文部科学省時代の役職や経歴、年齢、人柄・性格、家族や居住地等、再就職先の企業等の条件（勤務内容、給料、役職、勤務地、勤務日数、任期等）や期待される役割等が考慮される。
○　退職者をどのような条件でどこの企業等に再就職させるかについては、嶋貫氏が把握している情報を基に、退職者本人の意向、再就職先の企業等の意向を確認しながら決定されていたものと推測される。
○　文教フォーラムには、事務職員１名しかおらず、嶋貫氏はかつての部下であり後輩である人事課調査官や任用計画官を情報の収集整理、文書作成のため利用していた可能性がある。

Ⅲ　全体に係る現時点での考察

○　嶋貫氏による再就職のあっせんは、平成２１年の同氏の退職以降、ボランティアとの同氏の認識のもと開始され、当初は文部科学省人事課も退職者によるあっせんに期待するという姿勢であったとうかがわれる。
○　嶋貫氏による再就職のあっせんは嶋貫氏の退職直後から行われていたが、その後徐々に拡大してゆき、人事課の関与も増え、平成２５年頃までには、組織的に嶋貫氏と共同し、再就職のあっせん体制を構築するに至ったと推測される。
○　その後、文教フォーラムの設立などもあり、嶋貫氏と人事課との情報提供等の関与はさらに大きくなっていったと考えられる。
○　近年においては、嶋貫氏が求人情報を人事課にもたらし、人事課からの候補者の案を求め、人事課がそれに応じて提案を行い、嶋貫氏がそれをもとに調整をするということも行われていたと認められる。
○　このような中で、人事課長に限らず、その上司である事務次官、文部科学審議官も、嶋貫氏による再就職のあっせんを認識するようになったと考えられる。

Ⅳ　全容解明に向けた今後の取組について

特定ＯＢを介した再就職等あっせんの構造の全容を解明していくためには、関係当事者の認識や関与について更に入念な調査が必要である。

これら関係者は、再就職等監視委員会の報告書で指摘のあった個別事案に関わる者だけではなく、当該報告書に現れていない事案も含めた調査が必要である。

このため、今後は、

②再就職等監視委員会の報告に基づく職員の関与した事例の調査

③全職員調査

④退職者調査

を並行して進める中で、判明した事実を組み入れながら、組織的なあっせん構造の全容を明らかにしていく。

また、調査の過程で浮上したその他の関係者についても調査を進める必要がある。

なお、組織的あっせんの構造は、再就職等監視委員会の調査報告書にある個別案件と密接な関係にあることから、個別案件を含めた全体の事実関係を明らかにするとともに、関係者の処分については、その調査結果に基づき厳正に行われることが必要である。

参考資料

１．文部科学省再就職等問題調査班 名簿

２．特定 OB を介した再就職等あっせんの構造のこれまでの調査の経緯について

３．聞き取り対象者一覧

４．関係団体の概要 （文教フォーラム、文教協会、教職員生涯福祉財団）

５．文部科学省在職関係一覧

６．「再就職支援業務について」

平成２９年２月２日

文部科学省再就職等問題調査班　名簿

特別班員（有識者）	水地　啓子	弁護士
	山田　秀雄	弁護士
	杉山　忠昭	花王株式会社執行役員
	原田　久	立教大学法学部教授・副総長
班長	中川　健朗	大臣官房サイバーセキュリティ・政策評価審議官
副班長	串田　俊巳	大臣官房総務課長
調査班員	松坂　浩史	大臣官房参事官

他１８名

特定 OB を介した再就職等あっせんの構造のこれまでの調査の経緯について

１月 23 日　文部科学大臣直轄の再就職等問題調査班発足

２月３日　特別班員（有識者）が調査班に参画
再就職等問題調査班特別班員（有識者）会議（第１回）
調査方針等について議論

２月４日　前川前文部科学事務次官、歴代人事課長等、嶋貫氏、
文教協会にヒアリング

２月５日　再就職等問題調査班特別班員（有識者）会議（第 2 回）
事実等の整理素案について議論

再就職等問題調査班特別班員（有識者）会議（第 3 回）
事実等の整理案について議論

２月６日　事実等の整理とりまとめ、公表

聞き取り対象者一覧

・前川　喜平　氏　　前文部科学事務次官

・歴代人事課長　　８名

小松　親次郎
常盤　豊
関　靖直
中岡　司
伯井　美徳
藤原　章夫
藤江　陽子
豊岡　宏規

・歴代人事課調査官　　４名

・嶋貫　和男　氏

・（公益財団法人）文教協会　　４名

平成２９年１月３０日時点公表情報

一般社団法人文教フォーラムについて

任意団体設立：平成 26 年１月　　一般社団法人登記：平成 28 年 4 月

法人の目的：
　教育、学術、文化、スポーツを始めとした文教の各分野における諸活動を支援し、その充実発展に寄与することを目的として、これらに関する調査・研究、助言等の各種事業を展開する。

１．事務所所在地
　東京都港区虎ノ門 1-14-1　郵政福祉琴平ビル 3 階

２．家賃・光熱水費等
　家賃・光熱水費等は平成 28 年 12 月まで文教協会が支出。文教協会から聞き取った 27 年度実績は以下の通り。

- 部屋代：　2,999,700 円
- 電話代：　127,077 円
- 電気代：　120,000 円
- ネット回線：　35,280 円

　計　3,282,057 円

３．スタッフ：
- 代表者：理事長　嶋貫和男　ほかスタッフ１名
- スタッフについては教職員生涯福祉財団が文教協会に事務職員を出向させ、文教協会が文教協会分室「文教フォーラム」に職員を配属している。
- 事務職員の給与は教職員生涯福祉財団が支出している。

４．事業内容、収入源その他：
①文教分野に関する調査及び研究
②文教分野に関する書籍の刊行
③組織運営等に関する相談・助言
④福利厚生サービスの提供

５．役員理事長　嶋貫和男　略歴：

昭和４４年	国家公務員採用中級試験（行政）合格
昭和４３年	北海道大学　採用
昭和４９年	文部省　転任
平成１３年	文部科学省大臣官房人事課調査官
平成１６年	同　企画官
平成１７年	同　初等中等教育局参事官
平成１９年	国立大学法人北海道大学理事（兼）事務局長
平成２１年	辞職

公益財団法人文教協会について

財団法人設立：昭和２４年４月　　公益財団法人への移行：平成２５年４月１日

法人の目的：
　この法人は、文教に関する諸課題について調査研究の推進を図るとともに、文教に関する各種情報資料の収集・提供及び相互扶助等の事業を行い、もって文教の振興に寄与することを目的とする。

１．事務所所在地：
　〒105－0001　東京都港区虎ノ門 2-9-8　郵政福祉虎ノ門第 2 ビル 5 階

２．事務所家賃、スタッフ：
　家賃　約５００万（年額）
　スタッフ数　７名（事務局職員）
※平成２８年１２月まで、文教フォーラムの事務所の賃料・光熱水費等約３００万円（年額）を支出していた。

３．事業内容、収入源：
（I）研究助成等
　1. 文教関係の調査・研究助成
　2. 文教関係の研究会等の開催
　3. 文教情報（資料）の収集及び提供
　4. 文教関係者の相互扶助等事業
（II）書籍の刊行
　1. 教職課程認定申請の手引き（解説書）
　2. 大学設置審査要覧
　3. 全国大学一覧
　4. 全国短期大学一覧・高等専門学校一覧
　5. 文部科学大臣所轄学校法人一覧
　6. 文部科学省・国立大学法人等職員録
　7. 全国教育委員会一覧
　8. 大学資料

４．役員の給与
　代表理事　約２４０万円（年額）
　常務理事　約７００万円（年額）
　その他の役員は、会議出席ごとに２万円。

５．役員一覧：

役職	常勤 非常勤の別	氏名	備考（文科省出身者以外の者については現職を記載している）
代表理事	常勤	近藤　信司	文化庁長官
常務理事	常勤	豊田　三郎	大臣官房付 （名古屋大学理事・事務局長）
理事	非常勤	亀井　浩明	帝京大学名誉教授
理事	非常勤	佐藤　次郎	国立オリンピック記念青少年総合センター所長
理事	非常勤	遠山　耕平	(独)教員研修センター理事長
理事	非常勤	村山　真人	(株)文教ニュース社取締役・企画部長
理事	非常勤	山本　恒夫	(一財)社会通信教育協会顧問
監事	非常勤	大門　隆	筑波大学事務局長
監事	非常勤	藤村　和男	東北大学事務局長

文部科学省と公益財団法人文教協会との契約実績等について
（平成２１年度～平成２８年度）

〇委託契約（２８年度）
免許更新制高度化のための調査研究事業
契約金額：３，９１０，４１６円
契約内容の概要:免許状更新講習の講習内容及び免許管理の在り方等を高度化し、教員免許更新制の円滑な運用や全国の免許状更新講習の質の向上に資するための調査研究事業

〇書籍・雑誌購入等実績（全国大学一覧他）
（平成２１年度）８，２０６，１５０円
（平成２２年度）６，０１８，７４０円
（平成２３年度）５，７３８，７００円
（平成２４年度）５，６９６，０８０円
（平成２５年度）５，３４３，２３０円
（平成２６年度）５，４９６，９３５円
（平成２７年度）５，０７３，８１０円
（平成２８年度）４，９５４，２８５円

※文教協会の正味財産増減計算書による
平成２７年度　出版物・印刷物収益は７６，７９１，５１８円。
このうち平成２７年度文部科学省購入等実績の占める割合は約７％。

〇文部科学省からの補助金
（平成２１年度）大学改革推進等補助金（公表・普及事業）
交付決定額：４９，８７４，０００円

（平成２８年度）教員免許管理システム開発費補助金
交付決定額：５０，６９５，２００円

※上記全ての総額は１５１，００７，５４６円となる。

２９年１月３１日現在　公表情報

一般財団法人教職員生涯福祉財団について

法人設立：平成４年６月２９日　　一般財団法人への移行：平成２４年４月１日

法人の目的：
　この法人は、教職員等の生涯生活設計の支援、生涯学習その他地域社会活動等を推進することにより、これら教職員等の人生設計の確立、意識改革、福祉の増進等を図り、もって教育の活性化と活力ある地域社会の実現に資することを目的する。

１．事務所所在地：
　〒160-0004　東京都新宿区四谷三丁目 12 番地　フロンティア四谷 6 階

２．事業内容：
（1）教職員等に係る生涯生活設計の支援に関する事業
　①　教職員等に係る生涯生活設計に関する調査研究、企画開発及び情報の収集・提供並びにコンサルティング
　②　地方公共団体等による教職員の生涯活設計支援事業の充実を図るために必要な人材の育成及び人材の地域間交流の推進
（2）教職員等の地域における生涯学習その他地域社会活動に関する調査研究、企画開発及び情報の収集・提供並びにコンサルティング
（3）教職員等に係る年金、退職後の就業に関する調査研究、企画開発及び情報の収集・提供並びにコンサルティング
（4）その他この法人の目的を達成するために必要な事業

３．役員等一覧：　　平成 29 年 1 月 26 日現在

役職名	氏名	備考（文科省出身者以外の者については現職を記載している）
理事（理事長）	清水　　潔	元事務次官
理事（副理事長）	玉井　日出夫	元文化庁長官
理事	金森　越哉	元文部科学審議官
理事	加藤　正好	全国教職員互助団体協議会専務理事
理事	加藤　良輔	教職員共済生活協同組合理事
理事	小滝　岩夫	全国連合小学校長会事務局長
理事	中島　幸男	全国町村教育長会
理事	濱谷　由美子	全国都市教育長協議会事務局長
理事	福島　康志	日本私立中学高等学校連合会常任理事
理事	山尾　宏	日本高等学校教職員組合中央執行委員長
理事	雪村　新之助	指定都市教育委員・教育長協議会会長
監事	瀧田　武彦	公立学校共済組合監事
監事	永森　修吾	全国教育管理職員団体協議会事務局長

１．定数　理事：10名以上15名以内（現員11名）、監事：2名以内（現員2名）
２．任期　平成 29 年度に関する定時評議員会の終結の時まで

文部科学省在職関係一覧

時期	文科大臣	事務次官	文部科学審議官	文部科学審議官	官房長	人事課長	調査官	任用計画官
	伊吹文明 (18.9.26～19.9.26)	結城章夫 (17.1.11～19.7.6)	田中壮一郎 (19.1.15～19.7.6)	林幸秀 (18.1.13～20.7.11)	玉井日出夫 (17.1.11～19.7.6)	久保公人 (19.1.15～19.7.5)	① (18.5.1～20.7.10)	⑤ (19.4.1～22.7.31)
19.7.6		銭谷眞美 (19.7.6～21.7.14)	玉井日出夫 (19.7.6～21.7.14)		坂田東一 (19.7.6～20.7.11)	小松親次郎 (19.7.6～21.7.13)		
	渡海紀三朗 (19.9.26～20.8.2)							
20.7.11				坂田東一 (20.7.11～21.7.14)	森口泰孝 (20.7.11～21.7.14)		② (20.7.11～23.8.31)	
	鈴木恒夫 (20.8.2～20.9.24)							
21.7.14	塩谷立 (20.9.24～21.9.16)	坂田東一 (21.7.14～22.7.30)	清水潔 (21.7.14～22.7.30)	森口泰孝 (21.7.14～24.1.6)	山中伸一 (21.7.14～22.7.30)	常盤豊 (21.7.14～22.7.29)		
	川端　達夫 (21.9.16～22.9.17)							
22.7.30 22.8.1	髙木　義明 (22.9.17～23.9.2)	清水潔 (22.7.30～24.1.6)	金森越哉 (22.7.30～24.1.6)		土屋定之 (22.7.30～24.1.6)	関靖直 (22.7.30～24.1.5)		⑥ (22.8.1～25.3.31)
23.9.1	中川　正春 (23..9.2～24.1.13)						③ (23.9.1～27.8.3)	
24.1.6	平野　博文 (24.1.13～24.10.1)	森口泰孝 (24.1.6～25.7.8)	山中伸一 (24.1.6～25.7.8)	藤木完治 (24.1.6～26.1.17)	前川喜平 (24.1.6～25.7.8)	中岡司 (24.1.6～25.7.7)		
	田中眞紀子 (24.10.1～24.12.26)							
25.4.1	下村博文 (24.12.26～27.10.7)							⑦ (25.4.1～27.3.31)
25.7.8		山中伸一 (25.7.8～27.8.4)	板東久美子 (25.7.8～26.7.25)		戸谷一夫 (25.7.8～27.8.4)	伯井美徳 (25.7.8～26.7.24)		
26.1.17				土屋定之 (26.1.17～27.8.4)				
26.7.25			前川喜平 (26.7.25～28.6.21)			藤原章夫 (26.7.25～27.8.3)		
27.4.1								⑧ (27.4.1～28.3.31)
27.8.4		土屋定之 (27.8.4～28.6.21)		戸谷一夫 (27.8.4～)	藤原誠 (27.8.4～28.6.21)	藤江陽子 (27.8.4～28.6.20)	④ (27.8.4～)	
	馳浩 (27.10.7～28.8.3)							
28.4.1								⑨ (28.4.1～)
28.6.21	松野博一 (28.8.3～)	前川喜平 (28.6.21～)	小松親次郎 (28.6.21～)		佐野太 (28.6.21～)	豊岡宏規 (28.6.21～)		

25.9.11

再就職支援業務について

国大協サービスの見解

国大協サービスが、大学職員以外の再就職支援業務に関わるのは教職員生涯福祉財団と同様に距離感がある。大学職員の再就職についても、収益が必要な有限会社であるからボランティアベースでの再就職支援業務の受入れは困難。

↓

文部科学省の方向性

嶋貫氏が週２日程度の保険会社顧問に就任し、残りの３日間で再就職支援業務をボランティアベースで行う。一定の資金が必要になることから、ＮＰＯを作り、出版事業等を展開し、秘書給与及び執務室賃料等については、教職員生涯福祉財団等に負担していただけないか。

↓

教職員生涯福祉財団の見解

嶋貫氏は国大協サービスが受け入れてくれると思っていた、財団が借りている執務室も６月までの契約を９月末まで延長した。これ以上の延長は難しい。

嶋貫氏が週２日程度の保険会社顧問に就任し、ＮＰＯを作り再就職支援業務を行うという案は良い方法かもしれない。保険会社に再就職するには、ある程度時間を要することは理解する。

再就職支援業務が財団から切り離されるのであれば、表向きの事業をやっていただき、秘書給与（現状　400 万程度）や執務室賃料（現状　月 10 万程度）を文教協会を経由して業務委託費という形で支援できる。

再就職ポストを用意して年内には決めて欲しい。

９月１３日に國分理事長から井上前放送大学教育振興会会長に相談する。

（清水教職員生涯福祉財団顧問弁護士も同席）

↓

井上前放送大学教育振興会会長に提案する対応案

・再就職支援業務については、できるだけ早く（年内を目処）に個人のＮＰＯ事業として実施する方向で調整（執務室は虎ノ門近辺）。主たる事業については、早急に検討（出版事業や講演・研修会等の企画立案等）。

・嶋貫氏には１月に週１日程度の保険会社顧問に就任していただき、残りの４日間で再就職支援業務をボランティアベースで行う。

【保険会社顧問ポスト案】

・工藤智規(67)（第一生命保険顧問　　週１日　　1,000万）

→　工藤氏は若葉共済会会長（1,000万）への話がある
　　公立共済枠なので玉井理事長に要相談

・遠藤昭雄(67)（明治安田生命顧問　　月２日　　1,000万）

→　遠藤氏の再就職先が必要

・秘書給与(年額400万)、執務室及び本省局長級ＯＢ用サロン(併せて月額30万)の運営母体

（案１）　教職員生涯福祉財団が文教協会（国大協サービス）に出版事業等の業務委託を行い、嶋貫氏に再委託する。
嶋貫氏は主たる事業の他にサロン運営も併せて行っていただき、文教協会が秘書給与、サロン及び執務室賃料を負担。

（案２）　教職員生涯福祉財団が文教協会（国大協サービス）に出版事業等の業務委託を行い、嶋貫氏には、主たる事業の他にサロン運営も併せて行っていただき、文教協会が秘書給与、サロン賃料を負担する。なお、執務室賃料は嶋貫氏が負担。

	運営母体	
	（案１）	（案２）
秘書給与	文教協会(国大協サービス)	文教協会（国大協サービス）
サロン賃料	文教協会(国大協サービス)	文教協会（国大協サービス）
執務室賃料	文教協会(国大協サービス)	ＮＰＯ

※内閣府（NPOの制度担当部局）にＮＰＯが公益法人から業務委託を受けることは可能か確認した結果、法律上は問題なく、可能である。なお、ＮＰＯが行政から業務委託を受けた例は多数あるが、ＮＰＯが公益法人から業務委託を受けた例は把握していない、とのことであった。

再就職等あっせん問題に関する全容解明のための調査
（内容とスケジュール）

平成 29 年 2 月 6 日
文部科学省

①　組織的あっせんの構造調査

特定ＯＢを介した再就職等あっせんの構造について、外部の有識者の指導・判断のもと、歴代人事課長等に対してヒアリングを行い、本日（２月６日付）で、現時点で把握できた事実等の整理をとりまとめ。

今後、更に関係者等のヒアリングを行うとともに、②～④の調査を並行して進める中で、判明した事実を組み入れながら、組織的なあっせん構造の全容を明らかにする。

２月下旬を目途に中間的なまとめを行う。

②　（調査報告書記載の）３７件調査

再就職等監視委員会の調査報告書に記載された３７件を対象に、外部の有識者の指導・判断のもと、ヒアリング等により必要な情報を補い、再就職のあっせん行為の有無を把握する。

２月下旬を目途に中間的なまとめを行う。

③　現職職員調査

文部科学省の現役全職員約 3,000 名（本省勤務の職員（約 2,000 名）のみならず、国立大学法人や他府省庁当に出向中の職員（約 800 人）も含む）を対象に、外部の有識者の指導・判断のもと、再就職のあっせん行為が過去になかったかを把握する。

３月末を目途に結論を出す。

④　退職者調査

平成 20 年 12 月 31 日以降調査時点までに文部科学省を退職したすべての職員（523 名）を対象に、外部の有識者の指導・判断のもと、再就職に当たって再就職のあっせんがなかったかを把握する。

３月末を目途に結論を出す。

※ ③現職職員調査及び④退職者調査については、外部の有識者の指導・判断のもとに、書面調査を設計するとともに、ヒアリングにもご参画いただく。

調査のスケジュール（イメージ）

2/2　　2/6　集中審議　　2月 下旬　　3月 末

調査班特別班員として、第三者を委嘱

調査の内容

〇あっせん構造
（文教協会・文教フォーラム等の構造、人事課の関与等）

〇職員が関与した事例の調査
（監視委員会の報告に基づく職員の関与した事例）

〇全職員調査（3000人）

〇退職者調査（500人超）

（2/6 昼頃 公表）

特定OBを介したあっせんの構造
（2/6時点までに確認できた事実関係等）

〇文教協会・文教フォーラム等との関係
〇R氏と人事課等との関わり
（第三者のもとで、歴代人事課長・文教協会等にヒアリング）

中間まとめ

最終まとめ

第三者ヒアリング等

文科省による処分＋再発防止策

※ 再就職等監視委員会に逐次報告